

| | |
|--------------|---|
| Title | 李良枝『除籍謄本』論 |
| Author(s) | 君島, 朋幸 |
| Citation | 文化/批評. 2018, 9, p. 61-82 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/75739 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

李良枝『除籍謄本』論

君島朋幸

はじめに

筆名、李良枝^{イヤンジ}。1955年に山梨県で生まれ、64年の両親の帰化に伴い、9歳で自動的に日本国籍取得。帰化後の本名田中^{よしえ}淑枝。「訂正不可能」な帰化という事実への直面や両親の不和に悩み〔李良枝 1979:598〕、高校中退後は家を出て京都の旅館で住み込みのバイトを経験。後に三年次編入した京都府立^{わうき}鴨沂高等学校の日本史教師との出会いを通して「自分の血、民族のことを考え始める」〔李良枝 1993:685〕。しかし、75年に早稲田大学進学後、在日同胞サークルに出入りするようになる一方で、政治色のみを強調した空虚な民族意識や帰化者である自身への冷遇に、彼女は少なからぬ衝撃と失望を感じる。その後、唯一没頭できた巫俗舞踊と伽倻琴を本格的に学びたいと思い立ち、80年「光州事件」のさなかに渡韓するが、80～81年には兄二人が相次いで病死。同時期には両親の離婚裁判も終了して正式に離婚が決定。のちにソウルで中上健次と邂逅し触発された彼女は、自身の体験を題材に創作活動を始め、82年ソウル大学国語国文科入学手続後すぐに休学、同年日本へと戻り『群像』11月号に『ナビ・タリオン』で文壇に登場。84年に復学した後も作品を継続的に発表し、88年『由熙』では第100回芥川賞受賞。だが、92年に東京都内の病院で急性心筋炎により死去。享年わずか37歳。

従来の李良枝研究は、『ナビ・タリオン』『刻』『由熙』『石の聲』といった代表作における留学経験を踏まえた作家論や、言語論的な分析を中心に展開されており、彼女のテキストの性格と合わせても、これらの指摘は今なお重要である。しかし、彼女の帰化の経験や国籍への言及は、ほとんど事実確認にとどまり、先行世代への政治的命題とは別位相とされる伝統文化への傾倒による「民族意識」の発現といった「個別的な問題」を追求したというのがほとんど通説的評価となっている〔金堯我 2004:110-111〕。

これらの評価が決定的に捉え損なっているのは、李良枝自身が帰化によって日本国籍を所持しているがゆえに受けた他の在日同胞からの冷遇といった経験や、国民健康保険証の適用の有無と外国人登録証携帯義務といった戦後日本の「外国人」管理体制による在日朝鮮人社会の生政治的分割を正確に見据えていた点である〔李良枝 1979,1990〕。他にも、冤罪事件「丸正事件」（1955年）に対するハンガーストライキなどにも見られるように、彼女の発言や行動が戦後日本社会に対するすぐれて政治的な問題意識を抱えていたことは疑いようもなく〔李良枝 1979,1985〕、今後彼女の作品研究や作家論的課題を分析するには、単なる党派的对立に還元しえない政治的思想や帰化、言語、そして性をめぐ

る身体などの拮抗的な緊張を丁寧に読み解く必要があるだろう。

そのためにも本稿では、これまでの李良枝作家論・作品論が前提としていた政治や文化といった二項対立的な枠組みとは距離を取り、1980年代の日本と韓国というポストコロニアル時空間を念頭に置きつつ、「日本の権力の『巨大さ、』に対する批判的な思想的実践として〔李良枝 1979:600〕、特に帰化という法的主体生産に焦点化した彼女の小説やエッセーを読みたい。その際に用いたいのが『除籍謄本』という小さな草稿である。1983～84年頃に書かれたとされ、その後『李良枝全集』に掲載されたこのテキストは、従来『かずきめ』において想起されている関東大震災の「十五円五十銭」や「イルウォンオシッコン」といったシボレートの呼びかけを考察する際の補助線として用いられる以外に分析対象となることはなかった〔イ・ヨンスク 2007〕。しかし、帰化や韓国留学を基点にして国籍・戸籍や出入国管理における司法的同一性のトラブルから国家による生政治的暴力の蠕動を感知しつつ、それを除籍謄本という書類から照らし返していくこのテキストは、初期の草稿ゆえに若干の荒さや限界を抱えつつも、李良枝による思想的実践の萌芽として重要な示唆を与えている。

本稿では、まず『除籍謄本』の核心にある帰化をめぐる歴史的・政治的な問題を整理する。そして、この帰化が、単なる日本国籍取得・市民権獲得といった位相にとどまらず、寧ろ国家の主権行為に捕縛される中で他者との分割を強いる社会的政治的強制力として機能する局面を明らかにし、今後の李良枝研究において帰化といった具体的な国家主権的暴力が心身へ行使される暴力といかに連動しているかを総合的に分析可能にする視座を構築する。

1. 文学作品と帰化

テキスト内現在では「今日は三月十五日、私の誕生日」、場所は「韓国、全州」。この現在時から過去回想を交えつつ、主人公「私」の一人称的な語りによってテキストは進行する。税理士事務所アルバイトをしている女性である「私」は、物心がついた時には既に別居していた「朝鮮人」の両親の「帰化」に伴い日本国籍を取得していた。それまで、自身が「日本人」なのか「朝鮮人」なのかといった混乱を抱えていたが、同棲中の恋人「正男」にはこの混乱を「離人症」や「自分勝手」な悩みだと一蹴される。のちにこの混乱を解消するために「母国留学」を決心した「私」は、「ソウルに在外同胞だけを集めて一年間ウリマルを教える教育機関」に入るには自身が「在外同胞」であることを証明する必要があることを知る。そして、日本国籍取得以前に「朝鮮人」であったことを証明するために、本籍地から帰化事項の記載があるはずの戸籍謄本を取り寄せたのだが、その書面は帰化事項が抹消された「キレイ」な状態になっていた（その理由は、「母」と離婚協定中で別居状態にある「父」が本籍を移動したことによる）。後に、この除籍謄本を現在の本籍地から取り寄せて韓国に渡るが、宿で韓国人男性に襲われる幻覚に苛まれている最中に目が覚め、「黒い動物」を目撃してしまうとこ

ろでテキストはひとまず閉じられる。

簡単に李良枝登場までの在日朝鮮人文学史の基礎情報と、帰化というテーマについて整理しておきたい。植民地統治期から戦後にかけて、在日朝鮮人（特に男性）作家の登場が1970年代前後に集中していた点に着目し、ポストコロニアル批評理論の援用から彼らの出現と作品を考察したのは李孝徳や渡邊一民であった。そこでは、68年という世界規模のベトナム戦争反戦運動に発展した異議申立て運動やデタントによる冷戦構造相対的安定といった世界史的文脈と連動し、日本国内における入管闘争やウーマン・リブといった社会運動と在日朝鮮人をめぐる就職差別闘争の合流が大きくなうねりとなる中で、戦後日本が忘却してきた植民地主義や帝国主義を問い返す歴史的思想的実践として在日朝鮮人文学が出現したと捉える傾向にあった〔李孝徳 2001, 渡邊 2003〕。しかし、この指摘はこれらの文学史的系譜の到達点として1970年代を上限に設定しており、それ以降の作家や作品は、概して「セットアッパー」とされるにとどまっていた〔磯貝 2004:255〕。帰化が小説のテーマとなり始めるのは、この「セットアッパー」とされる時期に相当し、李良枝以降は、80年代後半の松本富生^{まつもととみお}『野薔薇の道』（『文学界』1986年12月号）、同『蛇尾川』（『群像』1989年3月号）、90年代の深沢夏衣^{ふかざわかい}『夜の子供』（『新日本文学』1992年春号）などが登場している。だが、後述するように、帰化をめぐる言説状況はきわめて錯綜しており、この問題は今なお具体的な考察対象とはなっておらず、ほとんどが作家論的な事実確認程度にとどまっている。

80年代の在日朝鮮人社会をめぐる歴史的な文脈を確認すると、指紋押捺拒否闘争（80年）や日本政府の「難民条約」発効に伴う特例永住制度実施や国民年金法の国籍条項撤廃（82年）、国籍法父母両系血統主義への改正（85年）、国民健康保険法国籍条項撤廃（86年）といった、70年代前後から拡大した権益擁護運動の展開が想起できる。これに対して、第一次中曽根政権下の82年末から政治的争点となっていた歴史教科書問題解消と韓国への経済借款による「日韓新時代」への路線変更、「戦後政治の総決算」などの「戦後」の転換点としてこの時代が位置付けられていた点は念頭に置く必要がある。合わせて、79年の朴正熙暗殺から「ソウルの春」「光州事件」そして全斗煥政権誕生などに始まる歴史の変動を迎えていた当時の韓国は、81年の米レーガン政権登場によって「新冷戦」体制の波に飲まれ、経済構造も従来の福祉国家型経済から英サッチャー政権に代表される新自由主義経済への移行が進む。この時期の韓国経済の成長は、「新冷戦」状態と東アジアの緊張と「日韓新時代」「日米は運命共同体」などの米軍覇権を基軸に据えた日米韓といった反共国家間軍事同盟が可能にしたものでもあった〔文京洙 2015〕。帰化者もこの社会状況と全く無縁ではなく、たとえば70年代の韓国において帰化者を含む在日朝鮮人青年らが反共法によって逮捕され投獄・死刑求刑にまで至る事件も数回発生しており¹、「民主化宣言」（87年）前夜とはいえ、80年代前半とは、未だこのような軍事独

裁政権の影響が色濃く残る時代であった。この複雑な歴史的展開の最中において、いわゆる政治的論題とは別様の「祖国」との関係を探索したのが李良枝の文化への傾倒であるとするのが彼女をめぐる作家論的通説である。

この文化への傾倒に関して、李良枝作品を考察する際に無視できないのが、日韓間の留学の問題である。83年の日本では中曽根政権によって「留学生10万人計画」と称したグローバリゼーションの進展に伴う人的移動と、今後の低賃金労働力確保のための基盤整備が進んでいたが、翻って韓国政府が積極的に留学支援を行い始めたのは民主化宣言以降のことである。簡単に振り返るだけでも、新自由主義経済「新冷戦」体制移行と日韓経済援助という巨額の国家間取引、そして留学政策による人的移動が画策され始めた80年代前半の日韓の国家間政策の時期的なずれのさなかに李良枝の留学があったといえる。以上を踏まえると、この時期の韓国留学といった人間の移動を文化への傾倒といった主体的意思として読む前に、そもそも80年代の日韓という東アジアのポストコロニアルな時空間において、帰化者とはいかなる権力論的な磁場に捕縛されているかを検討する必要がある。李良枝のテキストで繰り広げられる人種や法、言語、身体、性といったあらゆる問題は、まさにこの権力論的な抗争の只中においてこそ思考されている。本稿は、テキストの性格を反映して、この1980年代前半の日韓というやや広めな時空間を視野に入れつつ考察を進める。

2. 帰化の法制史

テキストに入る前に、戦後日本における在日朝鮮人の帰化とは何かを確認しておきたい。この帰化制度が「外国人」全体における圧倒的多数を占める在日朝鮮人を対象に機能している点を鑑みれば、帰化がポストコロニアル的性格を有しているものであることは、法制史研究からも指摘されている通りである〔佐藤 1980, 金英達 1990, 金敬得・金英達 1994〕。

そもそも1910年以降の植民地支配期から、在日朝鮮人は戸籍（民籍法）によって日本国籍を有していた（一方で「内地」への転籍・移籍は厳しく制限されていた）。しかし、1945年以降GHQ/SCAP占領下の戦後日本における「外国人」管理体制の段階的転換によって在日朝鮮人の法的地位は大きく変化する。特に、帰化の法的前提が1952年サンフランシスコ講和条約発効に合わせて旧植民地出身者から日本国籍を剥奪した旧法務府（現法務省）4月19日付「民事局通達民事甲四三八号」となっているように²、在日朝鮮人にとって帰化とは、植民地統治下において自身の意思にかかわらず付与された日本国籍が戦後日本の占領政策の中で段階を経て剥奪されたのち、他の「外国人」と同様の国籍法内で彼らが日本国籍を再度取得することを可能にする救済的措置の装いをもって登場したものであることを意味する。それゆえに、旧植民地出身者・元日本国籍保持者であった在日朝鮮人の帰化とその他の「外国人」のそれとは性質上区別される必要があるというのが帰化研究における通説ともなってい

る³。

運用初期である50年代の帰化は、第一に「朝鮮人」公務員らの国籍問題の解消としてあり、その次に争点となったのは「朝鮮固有の者」との身分行為によって日本国籍を喪失した「元日本人」（特に結婚した女性の籍の移動）とその子らといった「元日本人の日本国籍の回復」とされるいわゆる「簡易帰化」と呼ばれるものが多かった〔金英達 1990〕。その後、朝鮮民主主義人民共和国への「帰国事業」といった具体的な「帰国」という選択肢などが見え始めた50年代後半の社会的地殻変動において〔Morris-Suzuki 2011〕、「帰国」もしくは帰化を選択するといった問題は在日朝鮮人社会に徐々に認識され始め、50年代は年2000人ほどであった帰化者数は増加し、60年代には年3000人台に到達した。特に、李良枝の家庭も帰化した64年は、朝鮮籍帰化者が4000人台に急増した転換点とされている。この増加に対して、法務省民事局側は朴正熙維新政権が進める日韓基本条約（65年）を前にして今後確定される韓国籍者の法的地位が未だ不明瞭であったために、協定永住権よりも帰化によってこの不安を解消しようとしたのではないかとの見解を示しているが〔大森 1969〕、一方で当の法務省側による申請簡略化などといった帰化の積極的な宣伝と連動してその後の帰化者数も増加しており、単に在日朝鮮人自身の主体的選択として帰化を説明するのは難しい。70年代になると、日中国交正常化（72年）による「台湾人」の無国籍化により帰化申請が急増すると同時に、他方で「朝鮮人」も二世～三世世代らの定住志向や「日本人」との結婚による日本国籍取得が進み、その数も年4000～5000人を推移し、80年代も似た傾向が続いた。

しかし注意したいが、テキストと同時代である80年代当時の帰化に必要な書類を列挙するだけでも「親族の概要や帰化の動機を記載した書面、履歴書、国籍や身分関係を証明する書面、外国人登録済証明書、居住証明書、宣誓書（これは「外国人が日本人になるに当たって日本人としての自覚を明らかにするもので、改めて日本国に忠誠を誓う意味を有するもの」とされている）、生計や事業の概要を記載した書面、給与証明書、納税証明書、居宅付近の略図」「在勤証明書とか各種の免許証・許認可証の写し」など〔佐藤 1980:92〕、またこれが単に書類の準備が済めば自動的に完了するのではなく、その後の身辺調査といった徹底した検閲をパスし、過剰な国家への「忠誠」を誓わされた上でようやく「許可」されるのが帰化なのである。だからこそ帰化に対して拒否を示す人々が存在するのであり⁴、これを単なる国籍取得といった権利の問題としてのみ説明することはきわめて危険である。そして、李良枝もまた父母の帰化への複雑な感情と、それが自身にとっていかなる解消にもなりえないことを明確に言語化していたのであった〔李良枝 1990〕。

3. 帰化者をめぐる言説

帰化の法制史や動向を簡単に確認したが、李良枝も、70年代後半に出入りしていた早稲田大学の同

胞サークル内で直面した「冷淡な反応」に「喻えようもないくらい大きなショック」を受けていたように、在日朝鮮人社会を分断するかたちでこの帰化が機能している点も看過してはならない。たとえばこの時期、帰化者の戸籍には「新日本人」と記載されるといったデマが流され〔金英達 1990〕、「民族反逆者」といったレッテルが貼られるなど〔山村 1971〕、在日社会における帰化者への冷遇には凄まじいものがあった。また、帰化者増加によって日本が韓国に侵略されるなどの被害妄想的な発言も飛び交っていたように⁵、帰化者は、日本国籍取得後もなお人種主義的に規定された「外国人」^{ゼノフォビア}嫌悪にも晒されていた。対して、80年代後半において今後の生活のために帰化する他ないと語る声もあったのだが⁶、現在の帰化をめぐる議論では多文化・多民族共生的ニュアンスの中でこれらのきわめて複雑な葛藤は抹消され、「外国人」を生産する国民-国家（nation-state）そのものへの批判が欠落したまま分析が進められている傾向にある〔小坂井 2011〕。その中でも李良枝が批判すべき対象として正確に見据えていたのは、「南北分断の現実」といった政治的対立に「国籍」を「生の根本的な問題」として持ち込み人々の間にいくつもの分割を強いていく日本の国家権力の方であり〔李良枝 1990:654-655〕、これへの批判の中心に自身の帰化が焦点化されていたのである。

このような彼女の発言は、80年代時点の在日朝鮮人社会の思想史的変容から照らしても特出している。参照先として、ここに77年頃から始まった「第三の道」論争を挙げることができる。この論争は、「祖国」へ「帰国」もせず、帰化して日本国籍も取得しないのであれば、「在日」として日本社会で生きる意味を積極的に考えるべきだといった主張と、そこで閑却されがちであった「在日」という条件を作り出している国家への批判が抜け落ちてしまうのではないかといった疑義の応酬を大筋としており⁷、80年代中盤までに複数の論者によって思想的に研磨されていった。しかし、この論争にはそもそも帰化者の存在が念頭に置かれておらず（ゆえに「第三の道」）、ほとんどの論者にとっての帰化者とは、日本の「同化」政策に取り込まれた人々であるという認識以上に言及されることはなく、唯一、金石範が例外的に「しかし、いったい、誰が帰化者を撃つことができるのか」として帰化者に対するこの差別的な言説状況を批判していた程度である〔金石範 1980:46〕。前提として、この帰化が日本による「同化」的政策によって戦後責任を曖昧にしているという認識は一定の妥当性を有しているが、しかしそれでも生存に直結する法権利の安定を求める人々が帰化する流れは事実としてあり、日本はまさにそのような自発的な意思の方向付けにこそ躍起になっていたのである⁸。それにもかかわらず、本来批判されるべき日本ではなく、帰化者へのバッシングの方が強調されてしまっている点に問題の根深さがあるといえる。

そしてここに、帰化を理由にして70年に早稲田大学講堂で焼身自殺した山村政明（梁政明、1945-70）を想起すれば〔山村 1971〕、帰化とは、国籍取得による法的地位変更といった位相に限定するこ

とはできず、寧ろこの国籍・市民権付与といった国家への帰属によってこそ心身が拘禁されていく生政治的暴力としても感知され、実際にその自傷的暴力が帰化者に折り重ねられてしまっている歴史的事実がただちに確認されなければならない。これらの帰結を、身体を生物学的に切り分け生政治的統治に死を持ち込む戦争状態の産出を国家による人種主義であると述べていたフーコーの言葉から照らせば [Foucault 1997=2007]、帰化制度の根幹にある国家の人種主義が、「民族反逆者」といった憎悪を煽動することで、帰化者を「国民」「外国人」といった枠の双方から弾き出し「訂正不可能」な矛盾体として産出することを通して、帰化者の心身に自己懲罰的暴力を折り重ねていく犯罪的な事態こそが問われなければならないだろう。

本稿の関心は、この『除籍謄本』というテキストにおいて、まさにこの法的主体生産にかかわる機能面やポストコロニアル時空間としての日本と韓国という歴史社会的状況における生政治的権力の駆動の一戦略として、恩恵を装いながら人々の間に「訂正不可能」な分割を強いると同時に、その葛藤の只中に帰化者を拘禁する機能を有しているものとして帰化制度があることを精査する点にある。

「どうして、そんなに朝鮮人ということにこだわるんだい。君は日本人だよ、僕はそう思う。だってそうじゃないか、言葉だって、生活習慣だって……それに国籍だって……」

簡単に言い返す言葉は私の中にいくらでもあった。だが私は黙っていた。何かがそうさせるのだ。正男と過ごしてきた今日までの時間の積み重ねが私を黙らせるのだろうか、それとも背筋の辺りにある何かがそうさせるのだろうか、正男は怒鳴った。

「君はあんまり、自分中心に物を考えすぎるよ、僕は君にとって何なんだい。僕は君が何人であろうとかまわない、目の前の君が好きなんだ」

この正男と私は二年近くも一緒に暮らしてきたんだとひと事のように考える。

「本当に好き？」

「……君は一体どうなんだ、僕をどう思っているんだ」

「力まずに生きろよ。民族だの、国家だのって流行らないよ、今どき」

「私……いろんなことひっくるめて、私……よ」

数日後、私は自分の荷物を母の家に運んだ。 [李良枝 1993:566-567]

「朝鮮人」であることの苦悩と韓国への留学の意思を打ち明けた後の「私」と、恋人「正男」とのすれ違い。「私……いろんなことひっくるめて、私……よ」といった「私」の混乱を「今どき」「流行らない」として一蹴する「正男」の言葉は、「民族だの、国家だの」に固執せざるをえない「私」の

心性を「自分中心」として叱責することで、「民族だの、国家だの」にまつわる葛藤を個人的な心性に書き換えようとしている。しかし、ここで逆説的に開示されるのは、帰化者である「私」の葛藤が、国家による戸籍や国籍などの人口管理あるいは庇護という主権の合法性内部において、個別具体的な心性であるように偽装されながら、この問いが「私」の心身に絶えず深く打ち込まれていく権力論的な動態なのである。

4. 除籍謄本による証明

テキストの前半は「在外同胞」「在日同胞」であることを証明できる除籍謄本の取得やそれをめぐるものであるが、この書類が何かを確認しておきたい。除籍謄本とは、戸籍法第十二条「一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する」とあるように、既にその戸籍内に構成員がおらず閉鎖状態にあることを証明する書類を指す。この戸籍法という法的根拠によって「日本人」は日本国籍を保証されるのだが、はじめから「外国人」が戸籍に登録されない（外国籍）という法運用の様態は、「日本人」の法的根拠を規定するだけではなく、国籍法第二条「外国人」の定義との照応関係において、戸籍以前の身体、いわば法的主体生産に先立って身体を人種化する相互規定的・循環的な様相を呈している。この除籍を起点に戸籍や国籍法を捉え返すと、戸籍と国籍といった「日本人」／「外国人」を規定する除籍謄本とは、以前「日本人」ではなかったことをも戸籍が証明する矛盾した効果を発揮している。関連して、韓国の戸籍制度も振り返っておきたいが（2008年廃止、現「家族関係登録制度」）、運用初期には近代日本の植民地支配による戸籍・民籍による植民者／被植民者の定義を裏返した「日本の戸籍を離脱した者」といった規定により「韓国人」たることが証明されるといった転倒を抱えていた〔金敬得・金英達 1994〕。そしてより深刻なことに、在日朝鮮人の韓国籍取得に際して韓国戸籍の本籍地を明確にする必要があったように、在日朝鮮人社会にとって除籍謄本のみならず戸籍制度そのものが有するきわめて錯綜した生政治的権力は幾重にも捻れて作用している。つまり、テキストにおいて示されている除籍謄本によって「朝鮮人」であることを証明しなければならない転倒とは、日韓の戸籍というポストコロニアルな法的条件への照会可能性に依拠した存在証明になるほかない限界をはじめから抱えてしまっているのである。

そして、ここに家父長制といった性差別主義が絡み合った本籍移動の問題などが明らになることで、「私」は戸籍という国家の法に翻弄されていく。

K 区役所で戸籍謄本を見ると、私の謄本には帰化の記載がなかった。係員に問い質しても埒があかず、私は父に電話した。出てきたのは彼女だった。〔…〕

「おとうさん、私が朝鮮人だってこと、どうしたら証明できるの」

「急に……どういうことだ」

「おとうさんとおかあさんが朝鮮人で、それで日本に帰化したんだっていう証明が必要なのよ」

「働いているところでそう言われたのか」

「冗談じゃないわ、朝鮮だって解ったらクビになっちゃうわよ、実は……もう辞めたんだけど……私、韓国に留学するつもりなの、それで、必要なの」

「留学？ ……」

「お金はある。おとうさんに迷惑かけないわ……かける筋合いじゃないもの……そんなことどうでもいいんだけど、ねえ、おとうさんその学校韓国人しか入れてくれないの、だから証明しなくちゃならない」

「日本人で留学できるところに行けばいいじゃないか」

「ひどいこと言わないで、私は朝鮮人よ」

「……………」

「日本にいたって何も変わらないもの……」〔…〕

「弁護士に訊いてみるかな」

「係の人がね……あのね……戸籍謄本を取り寄せれば解るって……でも……私の本籍、どうしてK区に変わってるの……いつの間にか私の承諾もなしに……おとうさんのすることは全部そう……ねえ、帰化と書いてある謄本はどこにあるの？」

「君が日本で生きにくい思いをしなですむように帰化したんだ、それに本籍を移せば帰化という文字がなくなる、だから移したんだ君のためを思ってしたことだ……兄妹もいないのだし……」〔…〕

「除籍謄本をとればいいんだな、それは」

「……除籍謄本？」

「君が生まれたM市に行って、市役所で除籍謄本をもらうんだ、郵便でも送ってくれるだろうが」

「……………」

「おとうさんがどんな思いをして帰化をしたか……ま、いつか解ってくれると思うが」〔…〕

M市役所に電話で問い合わせ、翌日、私はM市に向かった。師走に近づいた突風のふきまくる日だった。私はM駅に降り立ち、乾いた風の中を歩いた。

父は日本に帰化し、娘の戸籍をキレイなものにするために本籍を移した。私は父の辿った道を

一枚いちまい皮を剥がしていくように逆に辿ろうとしている。突風を全身に受けて私は歩いた。

[李良枝 1993:564-565]

戸籍上から帰化事項を消す本籍移動という手段は、帰化の法制史研究においてもよく知られたものである〔金英達 1990〕。しかし、本籍移動可能な法的主体は戸籍の筆頭者（及びその配偶者）に限られるために、テキストにおける本籍移動は「父」の手によるものでなければならず³、また帰化制度が戸籍単位（即ち父—母—子供）でなされるものでもあるために、子供の帰化や本籍移動はほとんど「父」の差配に委ねられてしまっている。テキストはこのような国籍付与といった国家の主権行為と性差別主義の具体的な描写を通じて、帰化者である「私」に向けられている種々の暴力を明らかにしていく。

5. 国家主権への帰属という暴力

「父」の「君が日本で生きにくい思いをしないですむように帰化したんだ、それに本籍を移せば帰化という文字がなくなる、だから移したんだ」という行為。これは戸籍・国籍制度の運用に対する差別や社会的冷遇を免れる危機管理的な側面を有していると言えるが、しかし、この点はやや具体的に踏み込む必要がある。

ここで注目したいのは、除籍謄本取得によって「朝鮮人」であることを証明するという遑行的な行為を通じて、テキストが帰化事項抹消に伴う「キレイ」という美的感覚を言語化している点である。戸籍を「キレイ」な状態に保つ本籍移動から明かされるのは、現在の本籍地からの戸籍謄本・抄本の取り寄せによって（戸籍法第十条における戸籍謄本・抄本等の請求）、遑行的に帰化事項の確認ができることと、帰化事項を消すためには本籍を移動せよと促す、戸籍制度への照会可能性をめぐる矛盾した自己検閲を課す日本の国家権力のあり方なのである。

そしてテキストは、日本国籍を所持する「私」の「キレイ」な情報から戸籍・国籍制度の歪さを照らすことによって、帰化者が韓国においても司法的同一性やそれに伴う葛藤に苛まれる様子を、次のように書き記している。

ドアを叩く音がする。私は起き上がりドアを開けた。廊下に若い男が立っていた。私は思わずはっとして目を見開く。薄暗い廊下を背景にした色黒の、その若い男の目は白さを浮き出させて鋭い眼光を放っていた。吸いつくような男の視線に私は一瞬たじろいだのだ。悪意のある目ではない、だがどこか強引で力を隠微に溜め込んでいるような鋭い目だ。男は頓着なしに宿帳のカードをさし出した。私はボールペンとそのカードを受けとる。名前生年月日、旅券番号、入国日、出発予定日、私はおろおろしながらカードに記入し、ドア口に立ったままの男に渡した。短髪で

三十歳前後のその男はひき締まった若者らしい体軀をしていた。韓国の若い男性は皆そうであろうと想像していた通り、精力的で鋭敏な匂いがする。男はカードを読んで言った。

「ソンニム（お客さん）日本人ですか？」

男は低いゆっくりとした口調で言った。同じ質問を今日、私は何度訊かれただろう。

「いいえ、私、在日同胞です。両親が日本に帰化したんです」

私は、この会話だけはこれから一番上手に話せるようになるのではないかと思いながら心の中で苦笑した。この男もその次を訊いてくるだろうか、アガシ、それでどうして韓国に来たんですか、と。案の定、男は訊いた。

「親戚の墓参りです」

私がそう言うと、男は頷くのではなく、

「アガシ、いつ出発する予定ですか？」

と事務的に言葉を返した。男の口調はゆっくりなので私には聞きとりやすかった。カードに私は未定と書き入れた。三月末までにソウルに着いていけばいいのだ。全州に何日間滞在するかは明日になってから決めたかった。私はどうにか単語を並べてその旨を伝える。男は相変わらず何の反応もない。私は極力視線を合わさないように男の肩の辺りを見て話した。男はカードを見ながら考え込むような仕草をしている。金浦空港の入国審査でもそうだったが、こういう風に相手の反応を待っている間の不安な感情は名状しがたい。[李良枝 1993:559-560]

「韓国の若い男性」が「さし出した」「宿帳のカード」に記入される「名前生年月日、旅券番号、入国日、出発予定日」といった情報は、「私」が出入国管理体制における法的主体として「日本人」であることを証明するものだが、ここに読まれるべきは、この情報を記す「私」が「おろおろ」と動揺し、「名状しがたい」「相手の反応を待っている間の不安な感情」とらわれている心的な状態である。これは「私」の心性そのものが国家によって捕縛され、「在日同胞」であるという名乗りが成功しているかどうかを常に点検しなければならない状況をも示している。

「在日同胞」という語に関連して、このテキストが重要なのは、留学という移動形態から照らして、帰化の議論において閑却されるか憧憬的な対象としてしか想起されない韓国の存在を書き記している点である。1948年の韓国成立以降、朝鮮戦争（50～53年休戦）による国土荒廃や経済成長鈍化による国内の貧困といった背景も踏まえる必要もあるが、80年代前半にかけて進展したグローバリズムと新自由主義型経済移行の影響を受けた全斗煥政権が次第に対策に乗り出し始めたとはいえ、テキスト内現在として設定できる80年代前半において「在外同胞」とりわけ「在日同胞」をめぐる問題は限定的

支援にとどまっていた（「在外同胞」支援が韓国憲法第2条2項に明記されるのは87年からである〔孔義植 2016〕）。それどころか、当時の法的な枠組みでいえば「在外同胞」の下位集団に「在日同胞」も含まれており、「在日同胞」と呼ばれる人々の歴史的条件や日本国内における問題はそれほど考慮されていなかったように（「半^{パン}チョッパリ」！）、80年代前半における渡韓とは、きわめて政治社会的な葛藤や混乱を意識させずにはいられないものとしてあった。加えて、既述のように、日本への帰化者が韓国内で反共法によって摘発・死刑求刑まで至っていた歴史的事実を考慮すれば、テキストにおける「在日同胞」という名乗りが有する軍事的政治的強制力を見誤ってはならないし、この権力論的錯綜からこそ李良枝の留学や帰化が問われる必要がある。

また、日本国内に目を転じて、「難民の地位に関する条約」国内発効（81～82年）に伴って「出入国管理及び難民認定法」改正・施行といった「外国人」法制度再編により登場した、「自由裁量」の域を出ない「特例永住」制度が（無論、強制送還措置もありうる）、この世界的難民問題の只中において、朝鮮籍者や協定永住権未取得の韓国籍者、「法一二六号」者とその子などを同法の対象とした点も合わせて想起することもできるだろう¹⁰。何故なら、日本国内において既に難民的状态にあった朝鮮籍者（無国籍）あるいは韓国籍者を無視し、これらの法制度再編が救済的措置として登場することで在日朝鮮人の法的地位が相対的に安定したと捉える見解が〔金昌宣 2008〕、法域の変容のみに焦点化することにより、朝鮮籍者（無国籍）、韓国籍者、そして帰化者を捕縛し分断する主権のダイナミクスを不可視化しかねないからである。他にも、韓国籍者を「半難民」と捉え「中心部日本国民」への「戦後責任」を問う思考が、ほとんど本質主義的な人種概念を手放さない点も〔徐京植 2004〕、本稿から照らせば更新が必要になる（李良枝のような帰化者は何者になるのか）。『除籍謄本』も提起しているように、難民的状态とは、市民権の状态や程度の問題に限定できず、寧ろ、国民-国家（nation-state）の成員としてカウントされるのと同時に法前的自然状態として人種的に生産される「外国人」化という分裂的位相において、身体を拘束する矛盾した諸権力によって再構成される「権力の心的な生」といった点からも理解されなければならないだろう〔Butler 1997=2012〕。日本国籍者たる「私」は、この「朝鮮人」たることを証明する瞬間、唐突に「日本人」へと仕立て上げられ、それゆえにどちらかであることをも徹底的に拒否され矛盾体として生産されていることに直面してしまう。つまり、テキストが開示するのは、「日本人」「朝鮮人」「韓国人」といったナショナリティやエスニシティといった主体性の配分や程度の問題ではなく、主体そのものを立ち上げようとするポストコロニアルな主権の論理が身体を通過する瞬間に、この主権的暴力が心身内部においてどのように駆動していくのかというダイナミクスなのである。

テキストに明らかなように、「在日同胞」「在外同胞」として渡韓する帰化者に要求される法前的規

定と人種的自己把持といった自己検閲的状况において、国家は戸籍の「キレイ」な状態を維持させながらも「キレイ」以前の除籍といった痕跡をも欲望させ続ける矛盾した統治性の運動として顕在化することで「私」の心身を切り刻む。80年代前半とは、この難民受け入れをめぐる国際社会からの批判を受けてようやく日本の排外主義が対外的に顕在化した時代でもある。権益擁護の運動が拡大していたとはいえ「ジャパン・アズ・ナンバーワン」などの保守的な揺り戻しにあったこの時期、「父」が帰化事項を抹消したのは、権利の問題のみならず帰化者をめぐる差別的な暴力を回避するためであったとも言える。しかし、先で見た山村政明（梁政明）の焼身自殺との連続性の中で自身の帰化を思考していたのが李良枝その人であったことを思い出せば〔李良枝 1990〕、帰化といった主権内の適正配置をめぐる立論では国家権力に対する根本的な解決になりえないことが感知されていた点は忘れてはならないし、この国家的な暴力が自身の心身を貫通する様子を描出するのが『除籍謄本』というテキストに他ならない。

6. 「イルボンアガシ」への「イルウォンオシプチョン」という呼びかけ

自身の心身を貫くこれらの暴力を感知する「私」は、「イルボンアガシ」という単語を起点にして、次のような恐怖にとらわれている。

「イルボン（日本）、アガシ……」

その単語を耳にして私は足を止めた。ふっふっという隠微な笑いが時折り混じって私は立ちすくむ。私のことを話しているのだ。静かな階段に若い男の声はよく響いた。だが私には二人の会話はほとんど聞きとれない。払いあげられる単語から脈絡を判断するしかない。

（日本人じゃないって言ってたぜ、両親が帰化したらしい）

（いやアニキ、彼女は日本人ですよ、日本の女の顔だ）

（日本に帰化したのなら日本人だよな、帰化する奴は許せねえ、売国奴だ）

（そうですよ、ウリマルもろくにしゃべれないじゃないですか）

（同胞のくせにな……オレは驚いたよ、煙草を吸っていやがる）

（アニキ、やっぱり日本の女だ、あれは）

（日本の女と一度やってみてえな）

（アニキ、どうです、今夜）

（ふっふっふっ）

少年が足早に階段を駆け降りてくる。少年は私を見ると全く普通の表情で会釈した。知らぬ顔ですれ違っても、私の心臓はぎゅっと強いもので締めつけられていた。三階の廊下には誰もいな

い、若い男はどこに行ったのだろう。

旅館を変わってしまおうか、今ならできる。だが理由がない。いや私は客なのだ、いちいち理由を言う必要はないではないか、二人の会話は私の想像だし、実際は他のことを話していたかも知れない、思い過ごしだ……そう思いたい。でも……イルボンアガシという単語が何度も出て来たっけ……、部屋の中を往ったり来たりしながら、私は何度も唾を呑み込んだ。[李良枝 1993:567]

階段から聞こえてくる「韓国人」男性達の言葉尻から内容を推測する「私」が聞いてしまう「イルボンアガシ」という単語は、「私の心臓」を「ぎゅっと強いもので締めつけ」ている。ここに注意すべきは、「売国奴」と罵る「韓国人」男性の「帰化」に対する無理解の中に、「ウリマル」といった言語能力が「私」を「イルボンアガシ」だと同定する根拠として持ち出される一連のやりとりを、「私」自身が「想像」によって再構成してしまう点にある。

特に、この「想像」の「日本の女と一度やってみてえな」といった性的な描写のように、「私の心臓」を「締めつけ」る拘束力には、ジェンダー的な暴力が抜き難く介在している。これは、多くの李良枝作品が開示する身体をめぐる性＝政治的な権力のダイナミズムが「イルボンアガシ」とされる自身への呼びかけの中に駆動している点を暴き出してもいる。先でポストコロニアルな日韓の戸籍制度による性差別主義的状况は既述したが、テキストにおいてこの司法的同一性に関わるジェンダー的な暴力が身体への直接的な危機として正確に感受されている点はきわめて重要である。ほぼ同時期に『かずきめ』における性暴力と妊娠や『刻』における月経といった女性をめぐる身体論的な性＝政治的動態を言語化していく李良枝のテキストにおいて、国家主権や植民地主義がいかに性の政治を欲望し動員することで女性身体を傷つけていくのか、そしてその時の男性とは一体何者なのかという問題は、『除籍謄本』では関東大震災における「一円五十銭」といった呼びかけと虐殺の歴史と接合され、次のような恐怖として言語化されている。

「な、なんのご用ですか？」

男はにと笑った。目も鋭く光る。

「オレは一度、日本の女とやってみたかったんだ」〔…〕

「私、今日説明したでしょう、私はれっきとした朝鮮人なんです」

「朝鮮人？」

「……あっごめんなさい、韓国人なんです」

「うるさい、反日思想が恐くて嘘をついていやがる。おまえのために韓国人がどんな目に会ったか、知っているだろう」

「ねえ、待って、待って下さい。話し合しましょう。大きな誤解です。私、あの、私の祖先は李成桂なんです。ほら、太祖李成桂、全州李氏なんです。私の家は、何代目かに濟州島に流されたのでしょうか、父は濟州島から日本にきました。私もいろいろあって、それで留学を決意したんです。四月一日からソウルの学校に通ってウリマルを勉強することになっています。日本でも一人で勉強してきました。挨拶や買い物ぐらひはできるように、単語をたくさん覚えてきました。それで、まず全州に来て、李成桂の墓を参拝しようと……今日、実は私の誕生日なんです」

「黙れ、黙れ、同胞がその程度のウリマルでどうする、おい、ウリマルで一円五十銭と言ってみろ」

「イルウォンオシッチョン……ですか」

「そらみろ、日本人の発音だ」〔…〕

「そうだ、私、除籍謄本持っています。あの旅行カバンの中に入っているの、コピーなんですけど取り出してお見せします。帰化したことや、両親の以前の韓国名や、それに濟州島の住所もちゃんと載っています。私が韓国人だということを唯一証明できるんです」

「除籍謄本？」

「すぐにお見せします。だから少し待って」

「おい、オレをなめるなよ、そんな紙切れが何になる、おまえは日本人だ」

男は寝台の上に飛び上がり、ナイフをふり上げた。私は意識を失った。

[李良枝 1993:568-569]

ここに見られる「一円五十銭」＝「イルウォンオシッチョン」といったシボレートの機能は既に言及されている通りであるが〔イ・ヨンスク 2007〕、本稿ではやや射程を広げたテキストを貫く言語論的問題に注目する。テキストは全体を通して日本語によって記述されているが、ここでは「私」を指す「イルボンアガシ」や、「イルウォンオシッチョン」といった発話の失敗が日本語の書記言語であるカタカナによって記されている¹¹。そして、この発話行為という言語論的政治のアリーナにおいて、「私」は「イルボンアガシ」という名称で「日本人」あるいは「売国奴」として名指されてしまっている。これは、日本語と朝鮮語をめぐる二言語間の翻訳行為といった言語論的政治が、テキストにおける日本語の透明性を暴露する過程を通して、言語行為としての呼びかけにおける単一言語といった制度的思考を再審し、「私」が国籍・市民権取得といった国家への帰属に拘束されながら生政治的な暴力に晒されている局面を開示している。

ただし、ここで重要なのは音声言語だけではない。国家日本による書記言語そのものである除籍謄

本を提示したところで「そんな紙切れが何になる、おまえは日本人だ」と一蹴されるように（日韓の戸籍における使用言語の差異や名前の問題）、「私が韓国人だということを唯一証明できる」はずの書類はまさに『掟の門前』（フランツ・カフカ）で突き返されてしまう。つまり、ここで起きている言語論的政治とは、関東大震災における呼びかけの変形だけではなく、寧ろ、国家が、個人に法的根拠として何をどのように書き込み、名乗らせ、あるいは名乗らせないかといった矛盾した名付けの根源的な暴力性をも照射しているのである。

植民地支配期から在日朝鮮人が被ってきた名前をめぐる葛藤や暴力を想起すれば（創氏改名、通名、帰化等）、日本と韓国というポストコロニアルな権力論的磁場において、名前それ自体に政治的強制力があることは明らかである。また「ある日の時点で朝鮮名を名乗ることは、それ自体が日本総体に向けての挑戦的行為であり、自分自身に向けてのそれでもある」といった行為遂行的な名乗りの地平を思考していた李良枝の言葉を踏まえつつ〔李良枝 1979:591〕、しかしテキストに「私」（他にも「父」「母」）の固有名が登場しない事態から慎重に読み取らねばならないのは、そもそもここで名乗るべき名前とは何だったのかという問いである。テキストでは、日本名にしる「朝鮮名」にしる「私」に対して除籍謄本などの司法的同一性による証明が要求されているように、既にそのどちらもが国家の戸籍簿に登録されてしまっている名前であった点を鑑みれば、そもそも名乗れる名前がなかったのではないか。であれば、「私が韓国人であることを唯一証明」可能であったはずの除籍謄本とは、「私」の戸籍・国籍といった司法的同一性を提供しつつ、この戸籍への照会行為においてこそ自身が「日本人」「朝鮮人」「韓国人」というナショナリティ等と説明することも困難な何者かであることを強制される矛盾した効力を有する不可解な物象として存在しているのだ。そして、「男」による「日本の女とやってみたかった」や「イルボンアガシ」という呼びかけが、この国家による主権的暴力を、女性を欲望する男性というそれ自体ヘテロセクシズム的かつ植民地主義的な性的布置へと置換してこの効力を最大限に引き出してしまっているように、テキストは、この主権の論理に内在する性＝政治的暴力の位相をも暴露していくのである。

7. 「離人症」と「黒い動物」を繋ぐ

これらの言語論や性＝政治的局面から照らして「いつ頃からか机に広げた帳簿の細かい数字や伝票の束が、単なるモノにしか見えなくなった。人の声も、自分の声すらも、声として自覚できず、オトとしてしか捉えられない時がある」といった自己把持の困難な状態をテキストが書き記していたことに戻れば〔李良枝 1993:562〕、次に見る「離人症」とは、国家による主権行為に捕捉された生政治的な権力の相関において考察すべき論題であることが判明する。

正男の声が聞こえる。

「君のそのぼんやり病は、きっと離人症というんだよ、前に、何かの本で読んだことがある。自分が何者なのか、何を今やっているのか、やろうとしているのか、解らなくなる病気なんだ」

「離人症？」

「ほら、既視体験ってやつ、この風景はいつかどこかで見たって感じる……あれも離人症の一種らしいぜ」 [李良枝 1993:561]

正男による「自分が何者なのか、何を今やっているのか、やろうとしているのか、解らなくなる病気」といった症候の規定に反証的に示されているように、この「離人症」が決して「自分中心」的な主体性の論理に収束しえないことは、ここまでの考察から照らせば明白である。国家は、帰化者に対して主体的な忠誠を要求しながら、存在証明を裏切るためにこそ介入し、帰化者が抱える葛藤や混乱を主権行為の内部で抹消していく。「離人症」とは、まさにこの矛盾した統治性による生政治的権力が帰化者である「私」の心身において再構成される心性といえる。ここに（純粋な自然状態ではない）無国籍者を産出する国家の主権行為に対して批判的な洞察を加えていたバトラーの「それによって欠格や剝奪や追放や、また自分がいる場所がわからない感覚、どこに行けばよいのか、どこに住めばよいのかかわからない感覚が生み出され維持されている」といった言葉を思い出せば [Butler and Spivak 2007=2008:7]、テキストに示されている、難民を難民と名指さない国民-国家 (nation-state) への帰属の只中において暴力的な恐怖に晒され、「私」が軍事的、政治的、言語的、そして性的に難民化していく局面と響き合っている。

そして、ここにアガンベンが主権国家による法と法外部の境界に顕現する恒常的な主権的例外化の議論の中で、フーコーによる「人口の統治」の対象として見出される「人類という種」を管理する《生体政治》を「動物」的問題として引き受けていたことを思い出せば [Agamben 1995=2003]、次に見る「黒い動物」といった形象が主権行為の内部において生政治的問題として焦点化されている点ときわめて高度な理論的共鳴を始めていることがわかる。

「夢を見るのよ、おかしい夢」 […]

「夢の中で私はある部屋の前に立っているの。部屋の中に、小山羊とも犬とも見分けのつかない黒い動物が……二匹だったかな、三匹かな……じっとしてるの、すると動物たちは部屋の中を歩き始めて、私、急に走り出して……動物を捕えようとするのよ。でもすると手の中からいなくなって……捕えた感触さえないし、鳴き声もない……変だなんて思いながら、私、部屋中を走って息切れさえしてる。早く捕えなくっちゃって、とって焦ってる。そしてね、黒い動物がふっ

と飛んだかと思うと……見るとベランダの柵の向こうに飛びおりていくじゃない、あっ危ないって私、動物の尻尾を捕えようとするの、でも身体が今度は動かなくなってる。すると今度はじつとベランダを見ている私の後ろ姿を入り口に立った私が見ているのよ」 [李良枝 1993:561]

じりじりと耳をこする音がする。薄く目を開けてみる。鏡台の椅子が見え、首を回すと寝台の床のすき間が見えた。背中に鈍痛が走る。寝台からころげ落ちたのだ。じりじりとまだ耳をこする音がする。はっとして上半身を起こした。顔を押しつけて眠っていたので右腕は感覚がない。つけ放しだったテレビの画面は白黒の雨を降らせてじりじりとなり続けていた。夢だったのか、と思いながらテレビのスイッチを切る。背中をさすりながら立ち上がる。鉄格子の間に手を入れて窓を開けると、空は白み始めていた。ふいに自分の後ろ姿が臉に浮かんだ。ベランダを飛び降りていった黒い動物を捕まえきれずに私はうずくまっていた。 [李良枝 1993:569-570]

「黒い動物」に対峙する「私」の身体とまなざしに注目すると、それを追う「私」は「私」自身の後ろ姿をも見ている循環的な運動をなしており、そのまなざしに晒されることで「私」の身体は硬直している（先述した「私の心臓」を「ぎゅっと強いもので締めつけ」る暴力とも繋がる）。この「黒い動物」をめぐる現象学的還元的なまなざしの運動は、「私」と「黒い動物」との接触不可能性を強調している点で重要である。「黒い動物」は、先の「イルボンアガシ」への「イルウォンオシッチョン」といった呼びかけの強迫的な妄想ののち、「私」の幻視的な心象光景として再び登場する。この光景は、「イルボンアガシ」とされる帰化者である「私」を捕縛し孤立させていく状況を「黒い動物」との断絶といった表象から照らし、国家が「訂正不可能」な矛盾体として帰化者を生産し政治的・社会的に孤立させていく主権的暴力を明らかにしている。そしてまた、この光景において名前や形や数は一切不明で「黒い動物」としか名指せない他者としてこれが幻視されている点は、「自分が何者なのか、何を今やっているのか、やろうとしているのか、解らなくなる」瞬間と重なり、「私」の名前の不在と主権的暴力とを名称不可能性によって繋ぎとめ、帰化をめぐる政治的条件を、決して「自分中心」に還元しえない国家による生政治的な暴力の水準に据え直すことを要請しているのである。これらの表象から明らかになるように、国家への帰属に伴う戸籍への照会によって「私」の心身を矛盾体として産出し、絶えざる自己検閲と懲罰的暴力を駆動させていく身体論的政治としての帰化という国家の主権行為を捉え直すことで、この国家による生政治的な暴力を暴露し続けているのが『除籍謄本』というテキストなのである。

むすびにかえて

本稿では、李良枝『除籍謄本』を中心に、在日朝鮮人文学における帰化者をめぐる政治的社会的問題をポストコロニアル的視座から考察した。基礎的なレベルとはいえ、歴史文脈と交差させることにより、国籍・市民権取得といった相に還元できない、帰化者の心身に再構成される生政治的暴力の局面を明示した。これは、従来の在日朝鮮人文学研究においてほとんど不在であった帰化表象の議論を進展させるものである。また、李良枝研究が陥りがちであった政治と文化の二分法ではなく、言語や身体そして性といった問題が国家主権行為である帰化によって引き起こされている点を明らかにできた。

一方で、このテキストが草稿であった点には細心の注意が必要である。最初期に構想されていたこのテキストは、既出作とは異なり、国家の書記言語である除籍謄本が題である点や内容の若干の荒さからも、帰化をめぐる政治的社会的言説編成から離脱する強度を持ち得ているかは注意を要する。とはいえ、本稿は李良枝の体系的研究の一視座を提供するものであり、今後は本稿で明らかにした帰化をめぐる問題を他作品と合わせて総合的に思考する必要があるだろう。特に、本稿では紙幅の都合上簡潔に言及したが、『かずきめ』等に登場する帰化者や親の婚姻という身分行為によって自動的に日本国籍を取得した女性に向けられた性暴力等のセクシュアルな身体論的政治を、本稿で提示した帰化という主権的暴力の問題と合わせて分析することは喫緊の課題としてある。

【注】

¹ 『朝日新聞』だけでも次のような記事がある。「被告に無期の判決 スパイ容疑 日本に帰化の元韓国人」1973年7月25日朝刊、「帰化日本人ら八人 スパイ容疑で送検」1975年4月26日夕刊、「帰化日本人に死刑求刑 スパイ容疑で スパイ容疑事件」1975年9月10日朝刊、「日本帰化韓国人に死刑判決 スパイ容疑 スパイ容疑事件」1975年9月25日夕刊、「反共法違反容疑で逮捕 横浜の帰化日本人 民主化運動」『朝日新聞』1977年9月17日朝刊等。

² 日本国憲法施行（1947年5月3日）の前日に最後の勅令として出された「外国人登録令」が、先の講和条約と連動するかたちで名称を「外国人登録法」に変え、それまでの「みなし規定」ではなく一般「外国人」として在日朝鮮人から日本国籍を剥奪し無国籍者にしたのは、既に多くの指摘が繰り返す通りである（[田中 2013] や [大沼 1993] 等を参照）。

³ しかし、このような指摘は「外国人」概念と合わせて再検討が必要な点でもある。

⁴ 在日朝鮮人社会・教育研究所『帰化』晩聲社、1989年、上下巻。本稿では、特に上巻を参照。

⁵ 特に「記者座談会 差別の根深さ まざまざ 「65万人」取材を終えて 歴史への理解足りず 分断の波紋、日本人にも」『朝日新聞』1976年4月25日朝刊。

⁶ 前掲『帰化』上巻参照。

⁷ この論争は、1977年11月に雑誌『朝鮮研究』に発表された内海愛子他「自立した関係をめざして」という論文に始まった。そこでは、50年代後半から始まった共和国への「帰国運動」の驕り、65年の日韓基本条約による韓国籍者の法的地位確定、70年代にたたかわれた日立就職差別闘争や入管闘争、民族教育といった背景から、在日朝鮮人自身が「祖国」への「帰国」や帰化による日本国籍取得を選択しないのであれば、「在日朝鮮・韓国人にとっては在日するに当たっての新しい主体性創造への未知の戦いであり、日本人にとっては、民族差別を克服するための新しい人間関係創造の営為」が必要だと提言されていた[内海他 1977:38]。しかし、「逆に本気で在日しつづけ

るのなら、共和国や韓国のこと以上に、日本でのあり方をより真剣に模索するのは、これまた当然なことではなかろうか。だからこそ民族差別が問題になるのだ」と記されているように〔内海他 1977:55〕、在日朝鮮人をめぐる国家の差別的処遇を単純化しており、梶村秀樹も「どちらとも最終的決断を下しかねるような日朝間の錯雑した状況のもとで宙吊りにされ、苦悶してきたのが、解放后三〇余年の在日朝鮮人の生の不条理ではなかったか？ 価値判断以前の状況の事実として筆者たちが知らないはずはないのだが、それでもなおかついま二者択一せよとあえて主張する根拠は何か？」として疑問を呈した〔梶村 1978:55〕。これ以降、複数の論者によって「帰国」／帰化以外の「第三の道」をめぐる論争が繰り広げられた。のちの飯沼二郎や松本昌次、姜尚中、梁泰昊の議論に関しては〔飯沼編 1984,1988〕や〔金石範 1980〕などを参照されたい。

⁸ 1965～67年の『官報資料版』を確認すると、法務省がきわめて意識的に帰化を推進していたことが伺える。法務省「国籍の取得と帰化の現状」1965年3月3日、同「帰化の要件と手続」1966年6月8日、同「帰化の要件と申請手続 年間、帰化者は約五〇〇〇人」1967年6月7日をそれぞれ参照。

⁹ 本来であれば、配偶者と共同で届け出る必要があるが、テキストでは「離婚話」が「棚上げ」になり「別居」状態のまま、既に「父」がS区からK区（「父」の現在の住所）へと本籍を移動していた。その後、「私」の生まれたM市に移動したとして、計2回本籍が移動させられている。

¹⁰ 「法一二六号」の正式名称は「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」（1952年4月28日）である。同法制定の目的は「要するに、占領下で制定されたポツダム政令である出入国管理令が、平和条約発効後も法律として存続できるようにするためのものである（さもないと出入国管理令は失効する）。」といったものであった〔田中 2013:44〕。

¹¹ 関東大震災の際に行われた呼びかけは「一円五十銭」ではなく「十円五十銭」あるいは「十五円五十銭」であったが、李良枝は意識的にこの「一円五十銭」へと転用している。この点は、『除籍謄本』最後にある注や『かずきめ』における「一円五十銭、十円五十銭」といった併記を確認されたい。

【参考文献】

李良枝『李良枝全集』講談社、1993年

——『わたしは朝鮮人』1977年

——『散調の律動の中へ』1979年

——『影絵の向こう』1985年

——『私にとっての母国と日本』1990年

——『除籍謄本』1993年

※李良枝のテキストやエッセーの引用は、初出年と『全集』のページを記載した。

飯沼二郎編『在日韓国・朝鮮人——その日本社会における存在価値』海風社、1988年

飯沼二郎編『在日の文化と思想 在日朝鮮人を語るⅡ』麦秋社、1984年

磯貝治良『〈在日〉文学論』新幹社、2004年

市野川容孝、小森陽一『難民』岩波書店、2007年

李孝徳「ポストコロニアルの政治と〈在日〉文学」『現代思想』青土社 29(9)、2001年7月臨時増刊号

イ・ヨンスク『異邦の記憶——故郷・国家・自由』晶文社、2007年

内海愛子、加藤晴子、佐藤勝巳、谷口智彦、和田純「自立した関係をめざして」『朝鮮研究』日本朝鮮研究所(172)、1977年11月号

大沼保昭『新版 単一民族社会の神話を超えて 在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』東信堂、1993年

大森和人「国籍事務の趨勢と今後の動向」『民事月報』法務省民事局編集、1969年10月号

梶村秀樹「本誌一七二号論文に対する私の意見」『朝鮮研究』日本朝鮮研究所(176)、1978年3月号

金敬徳、金英達編『韓国・北朝鮮の法制度と在日韓国・朝鮮人』日本加除出版、1994年

金石範〔1980〕『新編「在日」の思想』講談社文芸文庫、2001年

金昌宣『在日朝鮮人の人権と植民地主義——歴史・現状・課題』社会評論社、2008年

金燦我『在日朝鮮人女性文学論』作品社、2004年

金英達『在日朝鮮人の帰化』明石書店、1990年

孔義植「研究ノート 韓国の在外同胞政策と課題」『政経研究』日本大学政経研究所 53(3)、2016年12月

小坂井敏晶『増補 民族という虚構』ちくま学芸文庫、2011年

在日朝鮮人社会・教育研究所『帰化』晩聲社、1989年、上下巻

佐藤信行「帰化行政にみる朝鮮人政策」『季刊三千里』三千里社（24）、1980年11月号

ジュディス・バトラー『権力の心的な生 主体化＝服従化に関する諸理論』佐藤嘉幸、清水知子訳、月曜社、2012年

ジュディス・バトラー、ガヤトリ・チャクラヴォルティ・スピヴァク『国家を歌うのは誰か？ グローバル・ステイトにおける言語・政治・帰属』竹村和子訳、岩波書店、2008年

ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル 主権権力と剥き出しの生』高桑和巳訳、以文社、2003年

徐京植『半難民の位置から 戦後責任論争と在日朝鮮人』影書房、2004年

田中宏『在日外国人 第三版——法の壁、心の溝』岩波新書、2013年

テッサ・モーリス＝スズキ『北朝鮮へのエクソダス 「帰国事業」の影をたどる』田代泰子訳、朝日新聞出版社、2011年

ミシェル・フーコー『フーコー・コレクション6 生政治・統治』小林康夫、石田英敬、松浦寿輝編訳、ちくま学芸文庫、2006年

ミシェル・フーコー『社会は防衛しなければならない コレージュ・ド・フランス講義 一九七五—七六年度』石田英敬、小野正嗣訳、筑摩書房、2007年

ミシェル・フーコー『安全・領土・人口 コレージュ・ド・フランス講義 一九七七—七八年度』高桑和巳訳、筑摩書房、2007年

水野直樹、文京洙『在日朝鮮人 歴史と現在』岩波書店、2015年

山村政明『いのち燃えつきるとも 山村政明遺稿集』大和書房、1971年

渡邊一民『「他者」としての朝鮮 文学的考察』岩波書店、2003年

A Reading of Lee Yangji

“Certified copy of Closed Family Register”

Tomoyuki Kimishima

To date, research into Lee Yangji has typically focused on aspects of her work viewed as ‘non-political’, such as relating to language and gender. Research of this kind is premised on an approach to understanding literature which prioritizes the characteristics of the author; in this case, for example, Lee’s aversion to politics, and her interest in traditional performing arts. However, it is important to recognize how, drawing on the experience of her own naturalization as a Japanese citizen, Lee was able to develop a critical perspective on post-war Japan. In her work, we find a line of questioning into what, in the first place, politics means in a colonial context for a Korean resident in Japan. In this paper I seek to make a contribution to the systematic treatment of Lee Yangji’s work by focusing on the manuscript known as “Certified Copy of a Closed Family Register.” Through an examination of this manuscript, my aim is to consider the East-Asian post-colonial context within which we may locate the relation between Japan and South Korea in the early 1980s. In particular, I examine the problem of what occurred as a result of the creation of national sovereign power in this context.

There are four conclusions which I have drawn as a result of this investigation: The first concerns the system of naturalization, which was enacted after the war to assist Korean residents who had been stripped of their Japanese nationality, which in turn was originally forced upon them in the period of colonial rule. Lee not only criticizes how this system constituted a political strategy for dealing with the ‘foreigner problem’ by way of granting civil rights. She also leveled a critique at a kind of ‘epistemological violence’ attendant to the kind of language used by Korean resident in Japan community for the purposes of isolating individuals who had been naturalized as Japanese. Secondly, a comparison between the naturalized ‘self’ which emerges in the text and the discussion of law regarding such ‘certified copies of closed family registers’, discloses the manner in which Lee points out the warped nature of these documents, which pre-legally define the individual as racially ‘foreign.’ Lee exposes the manner in which, due to the ‘certified copy of the closed family register’, her own ability to refer to herself as ‘Korean’ always carried the restriction that it was tied to the possibility of referring to the family register system. Thirdly, Lee takes up her loss of her ‘own’ name, as well as the yelling of Korean phrases such as “iluwonoshipuchon” (1 won and 50 cents) towards so-called “Ilubon-agashi” (a pejorative term roughly translating as ‘Japanese girl’), as examples of a language politics which exposes the individual to a primal form of violence. Finally, drawing upon the above observations, I clarify the manner in which symbols in this work such as ‘depersonalization’ and ‘black animals’ are used in order to disclose the manner in which individuals can be bound by Bio-political violence, as beings which are subsumed as ‘falling under’ the sovereignty of nations.